

新しい農業委員が決まりました

任期満了に伴う鮫川村農業委員一般選挙は、七月一日に告示され、定数九人に対し立候補者九人のため無投票となりました。また、選挙による九人のほかに、議会推薦一人、農業協同組合推薦一人、農業者共済組合推薦一人、土地改良区推薦一人がそれぞれ選出され、村長から選任辞令が交付されました。任期は平成二十三年七月十九日までの三年間

です。改選後の初総会は七月二十二日、役場議場で開かれ、会長に星一彌さん、会長職務代理者に佐川一郎さんが選任されました。新しい委員の皆さんを紹介します。

(①住所／②選出区分／③担当区域)

■問い合わせ 村農業委員会
事務局 ☎49-3197

後期高齢者医療

後期高齢者医療(長寿医療)保険料の支払い方法の変更について

後期高齢者医療(長寿医療)の保険料について、4月より年金からお支払いいただいている方、または今年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方は、口座振替もできます。

なお、8月20日までに申し出いただいた方は、10月以降の年金からの天引きを中止し、9月から来年2月までの6期で納付いただくこととなります。8月20日を過ぎて申し出いただいた場合には、12月以降の年金から中止させていただきます。

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ①国民健康保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座から振替納付する場合

◎問い合わせ

村総務課税務係 ☎49-3111

村住民福祉課国保健康係 ☎49-3112

予防接種

予防接種はお済みですか？

「麻しんおよび風しん定期予防接種」「二種混合定期予防接種」対象の方および保護者の方

「麻しんおよび風しんⅠ期・Ⅱ期予防接種」対象の方には、保健師が訪問したときに、その他の対象の方には、4月に予防接種のお知らせと予診票を学校または郵送にて配付しました。これらの感染症は病気にかかった方や周囲の方々に、多くの健康被害を及ぼします。また、接種できる期間が概ね一年間と短期間でもありますので、まだ受けていない場合には、この夏休みを利用し早めに接種しましょう。

接種方法でご不明な点がありましたら、役場住民福祉課国保健康係までご連絡ください。

各種予防接種の対象年齢

- 麻しんおよび風しん
 - Ⅰ期…1歳～2歳以上
 - Ⅱ期…5歳～7歳未満(幼稚園児)
 - Ⅲ期…12歳～13歳(中学1年生)
 - Ⅳ期…17歳～18歳(高校3年生)
- 二種混合
 - 11歳～13歳未満(小学6年生)

◎問い合わせ

村住民福祉課国保健康係 ☎49-3112



岡部照夫 (60歳)

①渡瀬字青生野／②選挙／③青生野全域



市川甲子男 (67歳)

①赤坂東野字滝ノ下／②選挙／③東野・広畑・大竹・木戸沢・戸草・葉貫・前田

■会長職務代理者



佐川一郎 (61歳)

①赤坂東野字内ヶ竜／②選挙／③内ヶ竜・石井草・大房・遠ヶ竜・大石草・官代

■会長



星一彌 (66歳)

①赤坂西野字藪／②選任(議会)



高木一 (54歳)

①赤坂中野字薄ヶ久保／②選挙／③薄ヶ久保・官沢・大塩



鈴木輝司 (63歳)

①西山字馬場／②選任(農協)／③馬場・新宿・真坂



芳賀登 (58歳)

①渡瀬字田苗下／②選挙／③渡瀬全域



石井久次 (53歳)

①赤坂西野字酒垂／②選挙／③西野・滝・塚本・塩倉



関根啓太郎 (59歳)

①西山字余所内／②選挙／③余所内・大平・大沢・追木



田子一夫 (61歳)

①赤坂西野字草牛／②選任(土地改良区)／③熊野・切払・西部



我妻光男 (64歳)

①西山字落合／②選挙／③西山四区・西山中央・西山第一



鷺野合弘行 (66歳)

①富田字二反田／②選挙／③富田全域



関根功男 (69歳)

①西山字余所内／②選任(共済組合)／③折戸・岩野草・宝

農業委員会は、村の執行機関として設置されている行政委員会であり、農業者によって選ばれた方々を中心に構成し、運営される組織です。農業委員会は「農業者の代表」として、活力ある村づくりのために幅広い活動を展開します。

▼農業委員の役割

- ①農地と農家の実情・意向の把握
担当した地域の農地の利用・権利関係の現状や農家の実情を把握し、農地に関連する許認可業務(審査)と認定農業者の支援を行います。
- ②農家相談
農家の世話役として農業委員会での解決が困難な問題の場合は村やJA、県などとの橋渡し役となります。
- ③農地の監視
農地パトロールなどにより不適正な農地の権利取得や産業廃棄物の不法投棄、無断転用などに対する監視活動を行います。
- ④農地の利用・権利関係の調整・あっせん
農地を売りたい・貸したい農家と買いたい・借りたい農家との間に調整・あっせんします。
- ⑤担い手への農地集積と経営改善支援
地域農業の担い手育成に向け、認定農業者などの意向を汲み取り、経営改善の取り組みを手伝います。
- ⑥地域農業の方向づけとビジョンづくり
将来の地域農業のあり方やビジョンについて地域で話し合い合意づくりを進めます。
- ⑦農政の普及・浸透
農政の進む方向や国や県、村などの新しい施策、農業者にメリットのある事業などを農業者・地域に伝え普及・浸透させます。
- ⑧農業者・地域に根ざした農政活動
農業者や地域が直面している問題・課題を把握し、農政に反映させます。
- ⑨食農教育の推進
農業者や消費者などとの架け橋となり「地産地消」をすすめたり、教育委員会と連携し、地元農産物の給食での活用をすすめます。
- ⑩情報の提供
農業・農政に関する正しい情報を農業者に提供し、農業者の意見・世論を作り出していきます。